

松原市居宅訪問型病後児保育事業者募集要項

平成27年8月

松原市福祉部子ども未来室

1. 案件名称

松原市居宅訪問型病後児保育事業

2. 業務に関する事項

(1) 事業目的と概要

松原市は全ての子育て世帯が安心して子育てができるまちを目指している。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行にともない、さらなる保育サービスの充実が求められる中、本市では平成28年4月より「居宅訪問型病後児保育事業」の展開を計画している。

「居宅訪問型病後児保育事業」は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の回復期である際に保護者による自宅での保育が困難な場合、事業者が保育者を自宅に訪問させ、一時的にその児童を保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上に寄与することを目的としている。

今般上記目的を達成するため、この事業を設置・運営する民間事業者を募集する。

(2) 事業内容

本事業は児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な場合において、当該児童の自宅において、一時的に保育する事業である。その他事業の詳細については、「松原市居宅訪問型病後児保育事業 業務委託仕様書」を参照すること。

(3) 委託料

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業委託料（一部上限額）

基本分	6, 582, 000円
利用料減額補てん分	利用料減額実績による

※委託料の使途としては、人件費、事業運営費（保健衛生費、光熱費、消耗品費、備品購入費、通信運搬費等）、保険料など。

(4) 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

松原市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、提案があった内容に基づき締結する。ただし本市との協議により若干の修正が必要な場合がある。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、指名停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

委託契約の締結は本事業に係る平成28年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受託予定者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

(2) 委託料の支払い

委託料は、事業開始当初に基本分を、四半期毎に利用料減額補てん分を支払う。

(3) 契約保証金

契約保証金 要

ただし、松原市契約規則第30条第3号により免除する場合がある。

保証人 不要

(4) 再委託について

ア 受託者は次の各号に掲げるものについては、これを再委託することができない。

①委託業務における総合企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

②「松原市居宅訪問型病後児保育事業 業務委託仕様書」に記載されている業務

イ 受託者は前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、業務の再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、松原市の指名停止期間中の者、又は松原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するものであってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が松原市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。

委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと本市が認めるときは、委託を取り消すことがある。この場合、受託者の損害に対して本市は賠償しない。また、取り消しに伴う本市の損害について、受託者に損害賠償を請求することがある。

4. 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 応募法人及びその関係者が、松原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと。

- (3) 申請の日の属する事業年度の前2事業年度における、法人税、法人市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (4) 松原市の指名停止措置を受けていないこと。

5. 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人は選定を受けることができない。

- (1) 役員に次の各号に該当する者がいる法人
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 松原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団密接関係者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 民事再生法、会社更生法の適用を申請した法人

6. スケジュール

- | | |
|-----------|------------|
| ・募集要項配布開始 | 平成27年8月10日 |
| ・説明会 | 平成27年8月12日 |
| ・質問締め切り | 平成27年8月17日 |
| ・質問への回答 | 平成27年8月20日 |
| ・申請書類受付開始 | 平成27年8月24日 |
| ・申請書類受付締切 | 平成27年8月28日 |
| ・選定結果通知 | 平成27年11月初旬 |
| ・事業開始 | 平成28年4月1日 |

7. 応募手続き等に関する事項

配布・受付等にあたっては、いずれも土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日は行わない。

- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間：平成27年8月10日から平成27年8月27日
午前9時から午後5時まで

- イ 配布場所：松原市福祉部子ども未来室

(2) 質疑

質問がある場合は、「質問票」（様式6）に記入し、平成27年8月17日午後5時までに、松原市福祉部子ども未来室に書面により提出するか、FAXで送信すること。なおFAXで送信する場合は、送信後にその旨を松原市福祉部子ども未来室まで電話にて連絡すること。

回答は平成27年8月20日午後5時までに、説明会に参加した全法人及び質問票を提出した全法人にFAXで送信する。なお平成27年8月17日以降に募集要項を配布する法人については、質疑応答の内容を書面にて配布する。

(3) 申請書の提出

申請に必要な書類を添付して、次の期間内に松原市福祉部子ども未来室に持参すること。書類確認に約1時間程度を要するため、あらかじめ来庁日時を電話により予約すること。郵便、FAX、電子メール等による受付は行わない。

ア 提出書類

書類については、次表に掲げる書類を、正1部、副8部（副は複写可）の計9部提出すること。

(1) 松原市居宅訪問型病後児保育事業応募申請書	様式1
(2) 松原市居宅訪問型病後児保育事業応募申請にかかる誓約書	様式2
(3) 法人の登記事項証明書（直近のもの）	原本
(4) 法人概要	様式3
(5) 保育事業等（病後児保育を含む）の実績（任意）	様式4
(6) 法人定款又は寄付行為	任意様式
(7) 直近2事業年度の事業報告書、財産目録、賃借対照表、損益計算書、監査報告書	任意様式
(8) 法人役員の名簿及び履歴書、評議員会を設置している場合にはその名簿	任意様式
(9) 居宅訪問型病後児保育事業実施計画書及び収支予算書	様式5
(10) 印鑑証明書（申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から3か月以内のもの）	各種証明書（原本）
(11) 法人税、法人市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの。非課税の場合は「非課税証明書」。直近2年度分。）	

イ 提出方法

- ① A4縦型フラットファイルに添付書類を含めて綴じて下さい。A4サイズ以外の書類については、A4縦型サイズに折りたたんで綴じて下さい。
- ② フラットファイルの表紙と背表紙に法人名を表示して下さい。
- ③ 提出書類を前項記載の順に綴じて下さい。書類ごとにインデックスをつけてください。インデックスには書類の名称を記入して下さい。

ウ 提出期間：平成27年8月24日から平成27年8月28日

午前9時から午後5時まで

エ 提出場所：松原市福祉部子ども未来室

オ 応募上の注意事項

- (ア) 申請書を提出する際は、提出書類に加え選定結果通知用封筒一式（長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（242円）を貼付したものを一通）を提出すること。
- (イ) 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (ウ) 申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- (エ) 法人から提出された事業実施計画書等申請に係る書類の著作権は申請法人等に帰属する。ただし、本市は、受託者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、松原市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については返却しない。
- (オ) 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。
- (カ) 申請後に松原市の指名停止措置又は松原市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けた者の申請は無効とする。

8. 選定に関する事項

受託者の選定については、居宅訪問型病後児保育事業選定委員会において、応募書類により事業内容を審査のうえ本市が決定する。

(1) 審査方法

- ア 審査項目等に基づき、書類審査を行う。
- イ 審査項目等に基づき申請者にヒアリングを行うことがある。ヒアリングの日時については後日連絡する。
- ウ ヒアリングにあたっては、法人の概要の説明ができる者及び実際に本事業に携わる者が出席すること。

(2) 審査基準等

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

○法人等の安定的・継続的な運営【10点】

- ・財政状況
- ・運営状況

○居宅訪問型病後児保育事業の趣旨・目的の理解・事業全般についての良好な実績（見込み）【10点】

○居宅訪問型病後児保育事業の円滑で良好な運営【30点】

- ・事業所の状況
- ・安全対策
- ・保健衛生

○居宅訪問型病後児保育事業の円滑で良好な運営【50点】

- ・運営計画

- ・収支計画
- (3) 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- エ 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ その他不正行為があった場合

- (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、申請者に文書で通知するとともに、本市ホームページで公表する。

9. 担当課

松原市福祉部子ども未来室（管理係）

住所：松原市阿保1丁目1番1号

TEL：072-337-3134

FAX：072-334-5959

電子メール：jidou@city.matsubara.osaka.jp